

価格等の決定
(市長)

毎年 3 月 31 日までに決定



固定資産課税台帳への登録
(市長)

価格決定後直ちに台帳に登録



土地価格等縦覧帳簿の作成
家屋価格等縦覧帳簿の作成



土地価格等縦覧帳簿の縦覧
家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

毎年 4 月 1 日から最初の納期限までの間



台帳登録の公示
(市長)

台帳登録後直ちに固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示



納税通知書の送付
(市長)



固定資産評価審査委員会への
審査の申出《価格のみ》
(納税者)

台帳登録の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後 3 ヶ月までの間



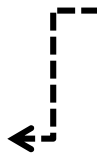
審査の決定
(審査委員会)

申出を受けた日から 30 日以内に審査決定
決定後 10 日以内に通知



裁判所への決定の取消の訴え
(納税者)

審査委員会の決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に決定の取消の訴えを提起することができる。



市長への審査請求
《賦課処分又は価格以外の
台帳登録事項》
(納税者)

納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 3 ヶ月までの間

